

確 約 書

農林中央金庫（以下「甲」という。）及び株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年4月20日割当予定の乙の第一種優先株式2,000株（以下「本優先株式」という。）及び本優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本優先株式の割当を受ける日である2021年4月20日から2年間に於いて、本優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年4月19日までの期間に於いては前2条を適用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙にて記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2021年4月20日

甲 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
農林中央金庫
代表理事 奥 和登



乙 東京都品川区東品川二丁目3番12号
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
代表取締役社長 岩瀬 賢治

